

第3章 基本目標と施策の展開

(法定要件：住生活基本法第17条第2項第3号・第4号)

1 基本目標

基本的な方針を踏まえ、計画の基本目標を次のとおり定めます。

人生100歳時代に向けて、全ての県民が、安心して、安全で良質な住宅に住み、ともに支えあいながら、魅力あふれ、質の高い住生活が送れる住まいまちづくりの実現

*基本目標に係る住宅政策懇話会などでの検討概要を、参考資料4(P75)に取りまとめています。

2 4つの視点と目標

基本目標の実現に向けた住宅政策を、多様な視点に立って示し、地域の実情等に応じて総合的に実施します。

「人(県民)からの視点」「住宅からの視点」「まちづくりからの視点」「新しい住生活からの視点」の4つの視点から9の目標を設定します。

「人(県民)からの視点」

- 目標1 若年・子育て世帯などが安心して暮らせる住生活の実現
- 目標2 高齢者の多様な住生活の実現
- 目標3 住宅確保要配慮者の居住の安定確保

「住宅からの視点」

- 目標4 住宅の資産価値が低下しない仕組みについてのムーブメントの創出
- 目標5 安全で良質な住宅ストックの形成と有効活用
- 目標6 空き家の適切な管理と利活用の促進

「まちづくりからの視点」

- 目標7 住生活に関連した地域経済の活性化
- 目標8 まち・住宅地の魅力の維持・向上と大規模災害への備え

「新しい住生活からの視点」

- 目標9 多彩で多様な神奈川の魅力を活かした住生活の実現

3 施策

基本目標である「人生100歳時代に向けて、全ての県民が、安心して、安全で良質な住宅に住み、ともに支えあいながら、魅力あふれ、質の高い住生活を送れる住まいまちづくりの実現」を達成するため、4つの視点と9つの目標に即した、地域の実情等に応じた総合的な住宅施策を展開していきます。

県住生活基本計画と住生活基本計画（全国計画）との関係性について

神奈川県住生活基本計画（平成 24 年 3 月） 施策体系

基本目標：安全・安心で心豊かな暮らしを実現する住まいと居住コミュニティづくり

- 基本方向 1 安全・安心な住まい・まちづくり
- 基本方向 2 良質な住宅・住環境ストックの形成と有効活用
- 基本方向 3 居住コミュニティの創出・再生に向けた住まい・まちづくり

住生活基本計画（全国計画） 施策体系

〔全国計画の基本的な方針〕

住宅政策の方向性を国民に分かりやすく示す

今後 10 年の課題に対応するための政策を多様な視点に立って示し、総合的に実施
3つの視点から、8つの目標を設定

居住者からの視点

- 目標 1 結婚・出産を希望する若年世帯子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現
- 目標 2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現
- 目標 3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

住宅ストックからの視点

- 目標 4 住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築
- 目標 5 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新
- 目標 6 急増する空き家の活用・除却の推進

産業・地域からの視点

- 目標 7 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長
- 目標 8 住宅地の魅力の維持・向上

下線部：前回の住生活基本計画（全国計画）から大きく変わった部分（計画の構成が抜本的に見直された）

全国計画を踏まえ改定

神奈川県住生活基本計画

〔県計画の改定ポイント〕

施策体系を全国計画に整合

少子高齢化・人口減少社会に対応した県独自の施策を盛り込んだ計画改定

住宅セーフティネットの強化、再構築及び予防施策の推進、空き家対策の推進、住宅地エリアマネジメントの仕組み構築などによる総合的な住宅対策の推進

県計画 4 つの視点と全国計画との整合性について

全国計画の目標に即して県計画にアジャスト			県計画独自の視点
人(県民)からの視点 【目標 1 ~ 3】	住宅からの視点 【目標 4 ~ 6】	まちづくりからの視点 【目標 7 ~ 8】	新しい住生活からの視点 【目標 9】

4つの視点から設定した9つの目標にある各施策を、地域の実情に応じて総合的に展開していく
各施策は、それぞれに関連したものが多数あるため、これらを総合的に展開していきます。

* 県計画と全国計画との関係性については、参考資料 5（P76）に取りまとめています。

施策体系

4つの視点と目標 及び 施策展開	
全国計画に即した施策展開	
人（県民）からの視点	住宅からの視点
目標1 若年・子育て世帯などが安心して暮らせる住生活の実現 <p>安心して結婚、子育てができる住環境を整備するとともに、安心していきいきと暮らせる住まいまちづくりを推進</p> <p>(1) 子育て世帯等への居住支援(継 全国)</p> <p>(2) 公的賃貸住宅の入居支援の促進(新 全国)</p> <p>(3) 3世代同居・近居の促進(新 全国)</p> <p>(4) 子育て支援施設等の立地誘導等による環境整備の促進(新 全国)</p> <p>(5) 多世代が支えあう住まいまちづくりの推進(新継 全国県)【新重点施策】</p>	目標4 住宅の資産価値が低下しない仕組みについてのムーブメントの創出 <p>良質な住宅ストックを蓄積し活用していくためには、適切な修繕等を計画的に実施し、築年数等の要因で住宅の価値が下がらない仕組みの構築が重要なため、品質確保、評価方法などの情報提供等と併せて、住宅の資産価値が低下しない仕組みの必要性についてムーブメントを創出</p> <p>(1) 既存住宅(中古住宅)の流通促進(継 全国)</p> <p>(2) 良質な民間住宅ストック形成のための制度の普及・啓発(継 全国)</p> <p>(3) 住宅の資産価値が低下しない仕組み等の普及・啓発(新 県)【新重点施策】</p>
目標2 高齢者の多様な住生活の実現 <p>高齢者が住み慣れた住まいや地域で、健康でいきいきと暮らし続けるために、高齢者が暮らしやすい住まいの確保や居住福祉を含む住まいまちづくりを推進</p> <p>(1) 新たな高齢者向け住宅のガイドラインの普及啓発(継 全国)</p> <p>(2) サービス付き高齢者向け住宅の供給促進(継 全国)【継重点施策】</p> <p>(3) 高齢者支援の地域拠点等と連携した公的賃貸住宅の整備・促進(継 全国)</p> <p>(4) 高齢者の円滑な入居・住み替え・住み続けへの支援の促進(継 全国)</p> <p>(5) 高齢者向けの良質な公的賃貸住宅の整備の促進(継 県)</p> <p>(6) 公的賃貸住宅における高齢者や障害者に配慮した住宅の整備(継 県)</p> <p>(7) 高齢者向け住宅改造施工業者登録制度の普及・促進(継 県)</p> <p>(8) 高齢者の居住安定のための総合的な施策の推進(新 県)【新重点施策】</p>	目標5 安全で良質な住宅ストックの形成と有効活用 <p>安全で良質な住宅ストックを形成していくために、住宅の耐震対策や安心してリフォームできる環境整備、公営住宅の長寿命化などを推進</p> <p>(1) 住宅の耐震対策の推進(継 全国)</p> <p>(2) 安心してリフォームできる環境の整備(継 全国)</p> <p>(3) マンションの適正な維持管理と円滑な再生の支援(統 県)【新重点施策】</p> <p>(4) 公営住宅の長寿命化、再生、活用の推進(継 県)【継重点施策】</p> <p>(5) 公営住宅以外の公的賃貸住宅の長寿命化、再生、活用の推進(継 県)【継重点施策】</p> <p>(6) アスベスト・シックハウス対策の推進(継 県)</p> <p>(7) 住宅等の防犯対策の推進(継 県)</p>
目標3 住宅確保要配慮者の居住の安定確保 <p>多様化する低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者が、安心して暮らせる住宅の確保</p> <p>(1) 民間賃貸住宅の活用による公営住宅を補完する仕組みの構築(新 全国)【新重点施策】</p> <p>(2) 神奈川県居住支援協議会を活用した住宅確保要配慮者への居住支援(継 全国)【継重点施策】</p> <p>(3) 重層的な住宅セーフティネットとして機能する住宅の確保と供給の促進(継 全国)【継重点施策】</p> <p>(4) 多様な住宅確保要配慮者への居住支援(継 県)【継重点施策】</p> <p>(5) 住宅セーフティネットの強化、再構築及び予防施策の推進による居住支援(新 県)【新重点施策】</p>	目標6 空き家の適切な管理と利活用の促進 <p>空き家に関して今後様々な問題が生じないように、予防、適切な管理、利活用の観点から、総合的な施策を展開</p> <p>(1) 空き家の適切な管理と利活用の促進及び空き家化の予防のための総合的な施策の展開(新 全国県)【新重点施策】</p>

全国計画に即した施策展開	県独自の施策展開
まちづくりからの視点	新しい住生活からの視点
目標7 住生活に関連した地域経済の活性化	目標9 多彩で多様な神奈川の魅力を活かした住生活の実現
<p>住生活産業の活性化と併せて、居住コミュニティビジネスなどの活性化により、地域が元気になるための取組を推進</p> <p>(1) 住宅における県産木材活用の普及啓発(継 全国)</p> <p>(2) 地域の木造住宅供給を担う技能者、設計者の育成促進(新 全国)</p> <p>(3) 住宅ストックビジネスの活性化と担い手の育成強化の促進(新 全国)</p> <p>(4) 住宅地における地域の拠点で働く元気な高齢者、障害者、女性などの活躍の場の創出(新 県)【新 重点施策】</p>	<p>「多世代居住のまちづくり」による居住コミュニティの創出や空き家を利活用した「かながわりノベーション住宅地エリアマネジメント」の仕組みの構築による地域価値の向上などを図りながら、多彩で多様な神奈川の魅力を活かした住生活の実現</p> <p>【支えあう仕組みづくり】</p> <p>(1) 空き家を利活用したリノベーション住宅地エリアマネジメントの仕組み構築(新 県)【新 重点施策】</p> <p>(2) 多世代居住のまちづくりの推進(継 県)【継 重点施策】</p> <p>(3) 居住コミュニティの創出・再生(継 県)【継 重点施策】</p> <p>(4) 中間的な住まいとしての神奈川県版多世代の家の検討(新 県)【新 重点施策】</p> <p>【健康・未病】</p> <p>(5) 健康団地の取組の推進(新 県)【新 重点施策】</p> <p>(6) 健康を維持するための活躍の場づくりなどの環境整備(新 県)</p> <p>(7) 健康寿命の延伸を実現する健康住まいまちづくり(新 県)</p> <p>(8) 住まいにおける未病の見える化の推進(新 県)</p> <p>【地域資源活用・環境共生】</p> <p>(9) 多様なライフスタイルに対応した定住対策等の推進(継 県)</p> <p>(10) 地域の資源を活かした景観や歴史と調和した住まいまちづくりの推進(継 県)</p> <p>(11) 環境と共生する住まいづくり(継 県)</p> <p>【住情報の発信】</p> <p>(12) 住情報の提供、相談の充実強化(継 県)</p> <p>(13) 神奈川県住宅施策認定制度の推進(新 県)【新 重点施策】</p>
目標8 まち・住宅地の魅力の維持・向上と大規模災害への備え	
<p>生活利便施設や福祉拠点の整備を促進することなどにより、その地域の魅力を維持・向上していくとともに、県民の命や財産を守ることができるように大規模災害発生時を想定した住まいまちづくりの推進</p> <p>(1) スマートウェルネス住宅・シティ、コンパクトシティなどのまちづくりと連携した居住環境、住宅地の魅力の維持向上の促進(新 全国)</p> <p>(2) 住環境の改善促進(統 全国)</p> <p>(3) 大規模災害発生時を想定した住まいまちづくり(継 全国)【継 重点施策】</p> <p>(4) 住宅団地の再生に向けた総合的な取組(統 県)【継 重点施策】</p> <p>(5) 県みんなのバリアフリー街づくり条例の推進(継 県)</p>	
<p>【備考】</p> <p>全国計画に即した施策展開…全国計画の3つの視点と目標に即して、神奈川県にアジャストした視点と目標からの施策展開</p> <p>県独自の施策展開……………全国計画とは異なった視点と目標からの神奈川県独自の施策展開</p> <p>(新) 前県計画にない施策で新規に行う施策項目</p> <p>(継) 前県計画にあり引き続き継続して行う施策項目</p> <p>(統) 前県計画にある各施策を統合した施策項目</p> <p>(全国)…… 全国計画に記載のある基本的な施策を神奈川県にアジャストする形でタイトル化した項目</p> <p>(県)…… 全国計画の基本的な施策に記載はないものの神奈川県として必要な施策項目</p> <p>【新 重点施策】……………新しく重点施策とする施策項目</p> <p>【継 重点施策】……………前計画から引き続き重点施策とする施策項目</p>	